

幼保連携型認定子ども園

開明かしの木こども園 園則

（運営管理規定）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 社会福祉法人樫の木会が設置運営する幼保連携型認定こども園開明かしの木こども園（以下「当園」という。）は、小学校就学前の子どもに対し、義務教育及びそれ以降の教育の基礎となるべき教育・保育を一体的に行い、子どもの心身発達を図り保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（方 針）

第 2 条 この規程は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令の規程により、幼保連携型認定こども園の円滑な運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 施設の概要

（名称及び所在地）

第 3 条 社会福祉法人樫の木会が設置運営する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 幼保連携型認定こども園 開明かしの木こども園
- （2）所在地 兵庫県尼崎市開明町 3 丁目 2 2 番地

（利用定員）

第 4 条 当園の利用定員（子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 31 条第 1 項の利用定員は、次のとおり定める。

- （1）法第 19 条 1 項 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども<新 2 号認定子ども含む>」という。） 6 人
- （2）法第 19 条 1 項 2 号の子ども（以下「2 号認定子ども」という。） 36 人
- （3）法第 19 条 1 項 3 号の子ども（以下「3 号認定子ども」という。） 24 人
- （4）3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 6 人

（教育・保育理念及び運営方針）

第 5 条 当園の教育・保育理念及び運営方針は、次のとおりとする。

教育・保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者に信頼され、地域からも愛されるこども園を目指す。

- （1）子どもの最善の利益の保障
- （2）保護者に信頼される心豊かな支援
- （3）地域に根ざした子育て支援の充実

運営方針

「子どもを守り育てる」ために、生涯にわたって健康を維持し、豊かな人生を送るためには、乳幼児期に望ましい生活習慣や運動習慣を身につけることが重要という考えから、遊びを子どもたちの生活の中心におき、遊びを通して今何を育てようとしているのか、理論的な実践に勤めています。子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標として教育・保育していきます。

第 3 章 園児の処遇

（特定教育・保育等の内容）

第6条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十六年四月三十日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

- （1）第8条に規定する時間において、特定教育・保育を提供する
- （2）食事の提供
- （3）その他教育・保育に係る行事等
- （4）一時預かり事業、延長保育実施

（特定教育・保育を提供する日）

第7条 特定教育・保育を提供する日は、次のとおりとする。

1号認定子ども

ア 学期

- ・ 1学期 4月 1日～ 7月31日
- ・ 2学期 8月 1日～ 12月31日
- ・ 3学期 1月 1日～ 3月31日

イ 休園日

- ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 夏季休園 7月21日～8月31日
- ・ 冬季休園 12月21日～1月15日
- ・ 春季休園 3月15日～3月31日
- ・ イに定める日に教育及び保育を実施した場合において、園長が振り替えて指定する日
- ・ その他、地震・豪雨時等当園が定めた日を休園にできる。

新2号認定子ども

月曜日から土曜日とします。（土曜日は仕事の場合。）

ただし、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末・年始（12月29日から1月3日）は除きます。

- ・ 年度末の保育最終日は、新年度準備のため家庭保育協力日とします。）
- ・ その他、地震・豪雨時等当園が定めた日を休園にできる。

2号認定子ども・3号認定子ども

月曜日から土曜日とします。(土曜日は仕事の場合。)

ただし、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末・年始(12月29日から1月3日)は除きます。

- ・その他、地震・豪雨時等当園が定めた日を休園にできる。(年度末の保育最終日は、新年度準備のため家庭保育協力日とします。)

(教育・保育を行う時間)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間(1号認定子ども<新2号認定子ども>)

- ア 教育時間 9時00分から13時30分
- イ 預かり保育 7時00分から 9時00分
- ウ 預かり保育 13時30分から16時30分
- エ 預かり保育 16時30分から18時00分
- エ 延長保育 18時00分から19時00分

(2) 保育標準時間(2号認定子ども・3号認定子ども)

- ア 保育時間 7時00分から18時00分
- イ 延長保育 18時00分から19時00分

(3) 保育短時間(2号認定子ども・3号認定子ども)

- ア 保育時間 8時30分から16時30分
- イ 預かり保育 7時00分から 8時30分
- ウ 預かり保育 16時30分から18時00分
- エ 延長保育 18時00分から19時00分

(4) 令和4年から、土曜日、お盆の時期は原則としてかしの木こども園との合同保育になります。

※ 就業後は、速やかに(買い物等は保育時間に含まれません。)お迎えをして下さい。

※ 閉園時間を超えてのお預かりはできませんので、お迎えの時間に注意をして下さい、なお、違反が続いた場合は第22条の対象になる事があります。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

2 当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。当園は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に定める費用を徴収するものとする。

(健康管理・緊急時における対応)

第10条 園長は、常に園児と職員の健康に留意し、園児は年2回以上、職員も年1回以上健康診断を実施し、その結果を記録保存しなければならない。

- 2 園児の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて関係機関に連絡する等必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策・緊急事態の対応)

第11条 園長は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回園児及び職員の避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

2 園長又は防災管理者は、非常災害に備えて、次の対策を講じなければならない。

(1) 次に掲げる防災設備について、常に使用できるように整備しておくこと。

ア 消火器、防災用水等の消火設備

イ 非常口等の避難設備

ウ 火災報知器の警報設備

(2) 防災設備、火気取扱場所及びその隣接場所等の点検を実施すること。

(3) 非常災害に対処するための組織及び活動体制を整えること。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(3) その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る、体罰等直接入園児の身体に外傷を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。

(6) 入園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) 当園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9) 性的な嫌がらせをすること。

(児童虐待防止法遵守)

第13条 職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(休園に関する事項)

第14条 病気等の理由により、保護者から休園届が提出されたときや、子ども多数が伝染病に罹患するか、その恐れがあるとき、又は災害等の事由により教育・保育上重大な影響があると認められたとき。

(給食に関する事項)

第15条 給食は、できる限り変化に富み、入園している子どもの健全な発育に必要な栄養量を確保するものとする。

2 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び趣向を考慮したものとする。

3 給食の調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うものとする。

(衛生管理に関する事項)

第16条 当園は、感染症又は食中毒の発生し、蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める

第4章 職員及び職員の服務

(職員の職種及び員数)

第17条 当園に次の職員を配置する。

(1) 園長	1名
(2) 副園長を必要に応じておくことができる	1名
(3) 主幹保育教諭	1名以上
(4) 指導保育教諭を必要に応じておくことができる	1名
(5) 保育教諭 ※	法定基準以上
(6) 栄養士を必要に応じておくことができる	1名以上
(7) 調理員	1名以上
(8) 事務員を必要に応じておくことができる	1名以上
(9) 嘱託医	2名以上
(10) 薬剤師	1名
(11) 看護師を必要に応じておくことができる	1名

※ 園児数の変動により職員数が変わる場合があります

2 前項の定めその他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第18条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長

所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し必要な指揮命令を行うと共に、利用児童を全体的に把握し園務をつかさどる。

(2) 副園長

園長を助け、園務を整理し、必要に応じ利用児童の教育・保育をつかさどる。

(3) 主幹保育教諭

園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、ならびに利用児童の教育・保育をつかさどる。

(4) 指導保育教諭

園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育教諭

利用児童の教育・保育をつかさどる。

(6) 栄養士

利用児童の栄養及び管理をつかさどる。

(7) 調理員

給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を勤める。

(8) 事務職員

当園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務を行う。

2 職員の服務に関する事項は、別に定める就業規則による。

(秘密保持)

第19条 職員は、業務上知り得た園児・保護者の秘密を保持する。

2 職員であった者は、業務上知り得た園児・保護者の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

第 5 章 入園及び卒園・退園・転園

(入園に関する事項)

第20条 1号認定子どもの入園については、入園を希望する子どもの保護者からの入園申請書の提出に基づき園長が選考する。また、2号認定子ども、3号認定子どもについては、尼崎市の利用調整を経て入園の決定がされる。

(卒園に関する事項)

第 2 1 条 園児が小学校に就学するときは、卒園するものとする。

(退園に関する事項)

第 2 2 条 園長は、園児が次の各号に該当するときは、退園させることができる

- (1) 保護者が退園を申し出た場合及び法に定める保育の必要性の事由がなくなった場合
- (2) 入園児が長期にわたり入院し、退院の見込がない場合
- (3) 保育料の滞納が著しい場合
- (4) その他、入園を継続することが適当でない場合

(転園に関する事項)

第 2 3 条 保護者の転居等の理由により転園届けが提出されたとき。

第 6 章 子育て支援事業

(子育て支援事業)

第 2 4 条 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、絵本の貸出、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子ども子育て支援事業を実施する。

第 7 章 苦情処理

(苦情処理)

第 2 5 条 提供したサービスに係る保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じる。

第 8 章 財務及び経理

(費用)

第 2 6 条 当園の運営に要する費用は、子ども・子育て支援教育・保育給付費、補助金、利用料、その他の収入をもって行う。

(財務及び経理)

第 2 7 条 財務及び経理に関する事項は、別に定める経理規程による。

第 9 章 改 廃

（改正）

第 28 条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人樫の木会理事会の議決を経るものとする。

（その他の事項）

第 29 条 この規程に定めるほか、当園の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める。

2 軽微なことについては施設長が変更することができるが、次回の理事会に報告する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1. 利用者負担以外の徴収金について

令和 5 年 4 月現在

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
園児服代 100サイズ～110サイズ	半袖・半ズボン	上 1,400 円程度 下 1,100 円程度
120サイズ～130サイズ	半袖・半ズボン	上 1,450 円程度 下 1,100 円程度
140サイズ～150サイズ	半袖・半ズボン	上 1,550 円程度 下 1,200 円程度
S～L	半袖・半ズボン	上 1,880 円程度 下 1,300 円程度
園帽子		1,0000 円程度
シール帳 名札代 お知らせ袋 コドモン IC カード	シール帳（各クラス） 名札（各クラス） お知らせ等を入れる 紛失した場合	シール帳 1,000 円程度 名札 200 円程度 お知らせ袋 300 円程度 500 円程度
写真・発表会のビデオ販売	園生活、行事の写真 （写真はコドモン販売） ビデオ販売 （写真・ビデオは希望者のみ）	写真 50 円程度 （別途送料がかかります） ビデオについてはその都度業者が価格を決めます
5 歳児クラスに係る費用 一泊保育	一泊保育の徴取額は変更する場合があります	9,000 円程度
芋ほり遠足（5 歳児） テーブルマナー お別れ遠足 アルバム作成 成長のあゆみ(0 歳児)	園児の実費に係る費用	実費 1,500 円程度 1,500 円程度 6,000 円程度 月額 600 円程度
2 号認定子どもに係る給食費	・給食費	月額 6,500 円程度

延長保育料	要予約 急な残業等の場合 15分毎 19時を超えた場合 15分毎	月額 3,500円程度 日割 250円程度 日割 500円程度
預かり保育料 2・3号保育短時間	預かり保育A<7:00～8:30> (要予約)C<16:30～18:00> 急な残業等の場合 15分毎	月額(A・C) 8,000円程度 日額 250円程度
1号認定子どもに係る給食費	・給食費(主食・副食含む) ・土曜日は日割り徴収 (就労の場合)	月額 5,000円程度 日割 350円程度
1号認定子どもに係る、土曜日・長期休日期間保育預かり料	・土曜日預かり保育料 (就労の場合) ・長期休日期間	日額 1,000円程度 日額 200円程度
預かり保育料 1号認定	預かり保育A<7:00～9:00> (要予約)B<13:30～16:30> C<16:30～18:00> 急な残業等の場合 15分毎	月額(A) 8,000円程度 月額(B) 5,000円程度 月額(C) 8,000円程度 日額 250円程度
預かり保育料 新2号認定	教育時間9時～13時30分 以外の預かり保育に係る費用	@450円×登園日数 無償(上限あり) <償還払い>
一時預かり保育料	0歳児 1、2歳児 3、4、5歳児 給食の提供費用	日額 2,800円程度 日額 2,500円程度 日額 2,000円程度 日額 200円程度

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

※諸事情により、変更する場合があります。予めご了承ください。

※価格変動については、重要事項説明書に反映する。

(参考：生活発表会売出し)

DVD 2,500円

ブルーレイ 3,000円